

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度市設建築物の構造設計調整等業務委託

2 契約の相手方

株式会社 あい設計

3 随意契約理由

本業務は、各市設建築物の構造設計における市設建築物としての品質の統一化と構造の安全性を確保するため、構造設計要領書や構造標準図に基づき、各設計事務所の構造担当者との技術的調整を行うものである。

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、各市設建築物の構造設計について、構造設計要領書等との適合確認や関係機関との協議内容、敷地条件等による工事施工への影響などの多角的な要素を的確に捉え、各設計事務所の構造担当者との技術的調整を行うことができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、市設建築物の品質の統一化と構造の安全性確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や調整能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社あい設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

中道小学校南校舎棟ほか増築その他工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 内藤建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社内藤建築事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9335)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

弘済のぞみ園・弘済みらい園建設工事設計（建築・設備）業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 大建設計

3 随意契約理由

本設計業務は、「弘済のぞみ園・弘済みらい園建設工事設計（建築・設備）業務委託」の見直しを行うものであり、上記業者は令和8年3月に実施設計図面及び内訳明細書の作成を行い、完了している。

先般「弘済のぞみ園・弘済みらい園建設工事」の入札手続きが取止めとなり、再発注にあたり、仮設計画や外構計画の一部見直しのために関係機関と協議した結果、当初の設計内容から、工事工程を変更し、発注に必要となる図面及び明細書の修正が必要となった。

本業務は、既に作成された図面及び明細書を修正して業務を行うこととなり、当初の受託者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 大建設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

桃陽小学校北校舎棟増築その他工事設計業務委託 2

2 契約の相手方

株式会社 都市環境設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社 都市環境設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9335)

随意契約理由書

1 案件名称

栄小学校北東校舎棟増築その他工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 綜企画設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社綜企画設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

難波中学校南東校舎棟増築その他工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 綜企画設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社綜企画設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

田辺中学校南校舎棟増築その他工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 綜企画設計

3 随意契約理由

本設計業務は、「田辺中学校南校舎棟増築その他工事設計業務委託」の見直しを行うものであり、上記業者は令和6年11月に実施設計図面及び内訳明細書の作成を行い、完了している。

委託業務の完了後、令和6年12月24日付けの大臣合意（教師を取り巻く環境整備に関する合意）により、中学校の学級編成の標準が40人から35人に引き下げられたことから、教育委員会事務局より普通教室を追加整備するよう依頼があった。また、普通教室の追加に伴って当初の設計内容から、エレベーターの位置変更や各教室の配置変更等の校舎形状の変更を行うよう依頼があったため、発注に必要となる図面及び明細書の修正が必要となった。

本業務は、既に作成された図面及び明細書を修正して業務を行うこととなり、当初の受注者へ委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社綜企画設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 建築物等を活かした都市・地域の魅力創出に向けた検討調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社地域計画建築研究所

3 随意契約理由

本業務は、建築・まちづくり分野における現状の課題整理・分析を行ったうえで、市場動向や市民ニーズの的確な把握、他都市事例等も参考にしながら、本市施策に係る効果的な調査・分析等を行うものである。調査・分析から企画・提案等の一連の業務を的確に遂行するためには、各分野での業務経験や専門知識、分析力や提案力・企画力等が必要である。

これらの能力を有する事業者の選定にあたっては、本業務の性質及び目的が価格競争による入札に適さないため、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社地域計画建築研究所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 住宅政策課 まちなみ環境グループ
(電話番号 06-6208-9221)

随意契約理由書

1 案件名称

横堤中学校プール設置その他工事設計業務委託

2 契約の相手方

ケイズアーキテクト株式会社

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においてはケイズアーキテクト株式会社が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9335)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 今後の住宅施策の方向についての検討基礎調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社 総合計画機構

3 随意契約理由

本業務は、住宅政策や建築・まちづくり分野における現状の課題整理・分析を行ったうえで、市場動向や市民ニーズの的確な把握、他都市事例等も参考にしながら、本市施策に係る効果的な調査・分析等を行うものである。調査・分析から企画・提案等の一連の業務を的確に遂行するためには、各分野での業務経験や専門知識、分析力や提案力・企画力等が必要である。

これらの能力を有する事業者の選定にあたっては、本業務の性質及び目的が価格競争による入札に適さないため、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社総合計画機構が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 住宅政策課 住宅政策グループ
(電話番号 06-6208-9279)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

八阪中学校西校舎棟増築その他工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 池下設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社池下設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9335)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

もと日本橋小学校各所改修その他工事設計変更設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 スペースクリエーション

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 スペースクリエーションであれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

東喜連第3住宅（第1期）建設工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社上坂設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、市営住宅建替計画や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社上坂設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ
(電話番号 06-6208-9243)

随意契約理由書

1 案件名称

茨田中学校増築その他工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 佐藤総合計画

3 随意契約理由

本設計業務は、「茨田中学校増築その他工事設計業務委託」の見直しを行うものであり、上記業者は令和3年度に実施設計図面の作成を行い、完了している。

茨田中学校増築その他工事は令和8年2月までの工期で工事を実施していたが、工事の途中で、主管局との協議により、自転車置場への駐輪台数が当初想定より増え、自転車置場の不足が見込まれたため、自転車置場の増設や自転車置場の配置見直し、さらに外構計画の見直しが必要になり、工期までの完成が困難となったため、外構工事の一部を別途工事として発注することとなった。

自転車置場及び外構工事は令和8年度に工事発注する予定であるが、主管局との協議により、グラウンドの防球ネットの劣化に伴う改修の追加や外構の配置計画等の見直し等を当初の設計に追加、変更する必要が生じたため、図面及び排水、緑化等の協議資料の一部修正および工事価格算出のための見積徴取が必要となった。

本業務は、既に完了している実施設計図面に沿って業務を行うこととなり、当初の受注者へ委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確になる。また、株式会社佐藤総合計画であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度市営住宅の標準図等見直し設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 創建社ディーアンドオール設計

3 随意契約理由

本業務は、市営住宅の建設において、建設コストの縮減や設計の品質の統一化、維持管理の効率化等を図るために導入する標準図について、現行の標準設計策定時から市民のライフスタイルや市営住宅へのニーズが変化していることを考慮し、標準設計の見直しを行うものである。

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、公営住宅法や建築基準法等の関係法令の遵守や市営住宅に対するニーズなどの多角的な要素を的確に捉え、市営住宅の標準図に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、市営住宅の品質の統一化に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社創建社ディーアンドオール設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ
(電話番号 06-6208-9445)

随意契約理由書

1 案件名称

九条北小学校南校舎棟増築その他工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 都市環境設計

3 随意契約理由

本設計業務は、「九条北小学校南校舎棟増築その他工事設計業務委託」の見直しを行うものであり、上記業者は令和7年10月に実施設計図面及び内訳明細書の作成を行い、完了している。

先般「九条北小学校南校舎棟増築その他工事」の落札が無効となり、再発注にあたり、令和8年度以降に発注する工事案件は、工事期限前に現場完成期限を設け、後片付け期間を加えた工期設定とすることとなったため、教育委員会事務局と協議した結果、当初の設計内容から、工事工程を変更し、発注に必要となる図面及び明細書の修正が必要となった。

本業務は、既に作成された図面及び明細書を修正して業務を行うこととなり、当初の受注者へ委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社都市環境設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

九条南小学校東校舎棟他増築その他工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 榊谷設計

3 随意契約理由

本設計業務は、「九条南小学校東校舎棟他増築その他工事設計業務委託」の見直しを行うものであり、上記業者は令和7年10月に実施設計図面及び内訳明細書の作成を行い、完了している。

先般「九条南小学校東校舎棟他増築その他工事」の落札が無効となり、再発注にあたり、令和8年度以降に発注する工事案件は、工事期限前に現場完成期限を設け、後片付け期間を加えた工期設定とすることとなったため、教育委員会事務局と協議した結果、当初の設計内容から、工事工程を変更し、発注に必要となる図面及び明細書の修正が必要となった。

本業務は、既に作成された図面及び明細書を修正して業務を行うこととなり、当初の受注者へ委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社榊谷設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度市設建築物状況調査等基本計画策定業務委託

2 契約の相手方

大手前建築基準法事務所 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、既存建築物がある敷地での増築等に係る設計を行うにあたって、事前に必要となる書類調査・現地調査等を通じた課題の把握、課題解消に向けた改修方針案の検討、基本計画の策定等を行うものである。

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、敷地内にある既存建築物について建築基準法等の関係法令への適合状況を的確に把握、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては大手前建築基準法事務所 株式会社が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9324)

随意契約理由書

1 案件名称

榎本小学校昇降機棟増築その他工事外1件設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 あい設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社あい設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

淀川区子ども・子育てプラザ便所改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

アトム建築設計工房 河野 昭彦

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては アトム建築設計工房 河野 昭彦 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）

随意契約理由書

1 案件名称

長居球技場観覧席改修その他工事設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

株式会社空間デザイン

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社空間デザインが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-7875)

随意契約理由書

1 案件名称

淀川中学校12校舎棟長寿命化改修その他工事外1件監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社小西設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社小西設計 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）